

南丹市慶弔規程

平成18年1月1日

訓令第 2 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が行う慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類)

第2条 市が行う慶弔の種類は、祝い金等、見舞金及び弔慰金等とする。

(慶弔の基準)

第3条 前条に規定する慶弔の基準は、次の各項に定めるとおりとする。

2 祝い金等については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 行政機関、公共的団体及びその他の団体並びに個人が、祝賀会、総会(定期総会を除く。)、竣工式、記念式及びこれに類する祝事や慰霊祭等を行い、市として出席して祝意や弔意を表す場合は5,000円を支給することができる。

(2) 市民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについては、5,000円を支給することができる。

(3) 市政運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とする場合又は飲食を伴う懇親会、懇談会等への出席については、5,000円又は社会通念上認められる額を支給することができる。

(4) 市政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要なPR用特産品等の購入に要する費用については相当額を支出することができる。

3 見舞金については、別表「弔慰金等の支給基準」に掲載する本人が2週間以上の入院加療を要する場合、5,000円を支給することができる。

4 弔慰金等については、名誉市民、自治功労者、議会議員、特別職員(非常勤特別職の職員を含む。)、一般職の職員若しくはこれらの配偶者等又は市と特に関係の深い者で市長が適当と認めるもの若しくはその配偶者等が死亡した場合は、別表に定める弔慰金等を支給することができる。

5 前項に規定する場合のほか、市が行う慶弔について、市政遂行上、市長が特に必要があると認めるときは、その都度市長が定めて行うことができる。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年6月1日訓令第28号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年8月1日訓令第34号)

この規程は、公表の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

弔慰金等の支給基準

区分		支給額等
1 名誉市民又は自治 功労者	本人	香料10,000円、襦等1対、弔辞又は 弔電
	配偶者等	香料5,000円、襦等1対、弔電
2 議会議員	本人	香料10,000円、襦等1対、弔辞又は 弔電
	配偶者等	香料5,000円、襦等1対、弔電
3 市長、副市長、教育 長及び参与	本人	香料10,000円、襦等1対、弔辞又は 弔電
	配偶者等	香料5,000円、襦等1対、弔電
4 市の委員会の委員 及び監査委員	本人	香料10,000円、襦等1対、弔電
	配偶者等	香料5,000円、弔電
5 市長が任命又は委 嘱した委員等	本人	香料10,000円、襦等1対、弔電
6 一般職の職員	本人	香料10,000円、襦等1対、弔電
	配偶者等	香料5,000円、弔電
7 市と特に関係の深 い者で市長が適当と 認める者	本人	香料10,000円、弔電
	配偶者等	香料5,000円、弔電

備考

ア 別表中の「配偶者等」とは、配偶者(内縁関係を含む。)、一親等以内の血族及び一親等以内の同居(一時的に別居している場合又は同居と同様であるとみなされる場合も含む。)の親族をいう。

イ 別表第5号中の「市長が任命又は委嘱した委員等」には、民生児童委員、人権擁護

委員及び行政相談員を含む。

ウ 弔慰金等を支給すべき場合において、同時に2以上の区分に該当する場合については、香料の額が最も高額な区分により支給し、香料の額が同じ場合は、その内の1つの区分により支給する。

エ 別表中の香料の額については、市長が特に必要があると認めるときは、増額又は減額して行うことができる。